

議 案 参 考 資 料

令和4年12月 定例会

(目 次)

○大村市役所の位置の変更について（第83号議案関係）	(1)
○大村市役所の位置を変更する条例（新旧対照表）（第83号議案関係）	(4)
○大村市職員の定年に関する条例等の改正概要（第84号議案関係）	(5)
○大村市職員の定年に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）（第84号議案関係）	(7)
○職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）（第84号議案関係）	(1 5)
○大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）（第84号議案関係）	(1 6)
○大村市職員の退職手当に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）（第84号議案関係）	(1 9)
○大村市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年大村市条例第6号）（新旧対照表）（第5条関係）（第84号議案関係）	(3 4)
○大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年大村市条例第15号）（新旧対照表）（第6条関係）（第84号議案関係）	(3 5)
○一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第7条関係）（第84号議案関係）	(3 7)
○一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（新旧対照表）（第8条関係）（第84号議案関係）	(4 7)
○大村市職員の育児休業等に関する条例（新旧対照表）（第9条関係）（第84号議案関係）	(4 8)
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（新旧対照表）（第10条関係）（第84号議案関係）	(5 0)
○公益的法人等への職員の派遣に関する条例（新旧対照表）（第11条関係）（第84号議案関係）	(5 1)

○大村市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（新旧対照表）（第 1 2 条関係）（第 8 4 号議案関係）	（ 5 2 ）
○大村市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（新旧対照表）（第 1 3 条関係）（第 8 4 号議案関係）	（ 5 3 ）
○大村市職員定数条例の改正概要（第 8 5 号議案関係）	（ 5 4 ）
○大村市職員定数条例（新旧対照表）（第 8 5 号議案関係）	（ 5 5 ）
○位置図（第 8 6 号議案関係）	（ 5 6 ）
○大村市保育所設置条例（新旧対照表）（第 8 6 号議案関係）	（ 5 7 ）
○大村市立学校条例（新旧対照表）（第 8 7 号議案関係）	（ 5 8 ）
○大村市立認定こども園等の利用者負担額に関する条例（新旧対照表）（附則第 2 項関係）（第 8 7 号議案関係）	（ 5 9 ）
○大村市手数料条例（新旧対照表）（第 8 8 号議案関係）	（ 6 0 ）
○大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第 8 9 号議案関係）	（ 6 3 ）
○環境センター計装設備更新工事の概要等（第 9 0 号議案関係）	（ 6 4 ）
○位置図（第 9 1 号議案関係）	（ 6 6 ）
○平面図（第 9 1 号議案関係）	（ 6 7 ）
○物品等入札状況調書（第 9 1 号議案関係）	（ 7 0 ）
○位置図（第 9 2 号議案関係）	（ 7 1 ）

大村市役所の位置の変更について（第 8 3 号議案関係）

1 条例改正の理由等

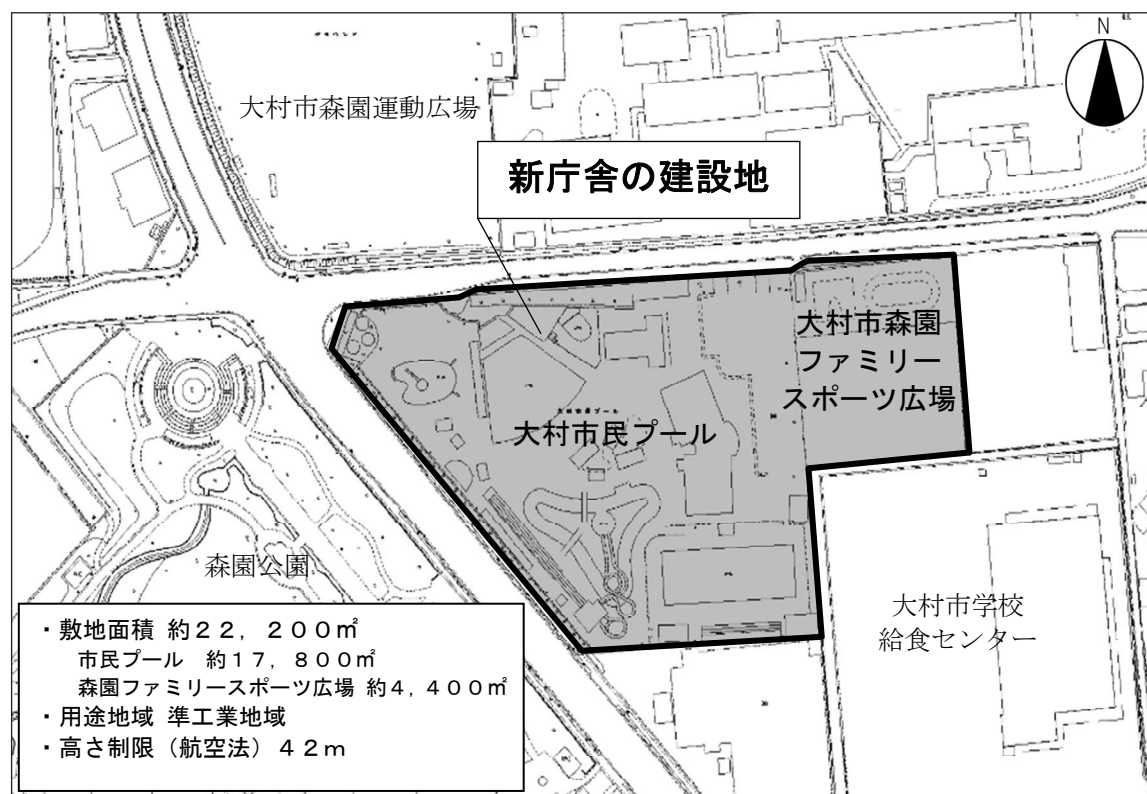
新庁舎の令和 1 0 年度の供用開始を目指し、来年度の当初予算に現市民プール等を建設地として設計業務関連の予算を計上することを予定していることから、本議会で「大村市役所の位置を変更する条例」を 2 及び 3 のとおり改正するものである。

2 条例改正の内容

【市役所の位置】

改正前	改正後
大村市玖島一丁目 2 5 番地	大村市森園町 1 5 3 7 番地 1

※位置図



3 条例の施行期日

規則で定める日

4 新庁舎建設の必要性

本庁舎の本館は、昭和 3 9 年に建設され、5 8 年を経過しており、老朽化が進んでいる。また、「耐震性能の不足による安全性の低下」、「バリアフリー対応の不足」、「狭あい化・分散化による市民サービスの低下」及び「高度情報化への対応

の限界」は現庁舎が抱える大きな課題となっているため、これらの課題の抜本的な解決に向けて、機能性、安全性等に優れた新庁舎の早期完成を目指すものである。

5 新庁舎建設の主な検討経緯

- 平成 9 年度 ・ 市庁舎建設整備基金の設置
(令和 4 年度 基金残高 17.3 億円)
- 平成 23 年度 ・ 市庁舎建設検討委員会（内部）の設置
【平成 23 年度～令和 4 年度現在 計 62 回開催】
- 平成 28 年度 ・ 新庁舎の建設候補地として現地周辺（玖島一丁目）を選定
- 平成 29 年度 ・ 新市庁舎建設意見交換会（8 地区）の開催
・ 市庁舎の利用状況等に関する市民アンケート調査の実施
・ 新庁舎建設基本計画市民検討委員会（外部）の設置
【計 6 回開催】
・ ボート第 5 駐車場を新庁舎の建設地として選定
- 平成 30 年度 ・ 市民説明会（8 地区）で基本計画（案）を説明、基本計画（案）に関するパブリックコメントの実施
・ 大村市新庁舎建設基本計画の策定
・ 基本設計関連業務の着手
- 令和 元 年度 ・ ボート第 5 駐車場の地質調査の結果、活断層の可能性を否定できない断層が判明
・ ゼロベースで建設地の再検討を行うことを決定
- 令和 2 年度 ・ 建設候補地等に関する市民アンケート調査の実施
・ 7 か所の建設候補地を選定
- 令和 3 年度 ・ 地質調査を含む建設候補地評価業務の実施
・ 大村市新庁舎建設候補地検討委員会（外部）の設置
【計 5 回開催】
・ 大村市新庁舎建設候補地検討委員会からの答申
・ 市民プール（森園ファミリースポーツ広場を含む。）を新庁舎の建設地として選定
- 令和 4 年度 ・ 新庁舎の集約部署、建設規模、概算事業費等の見直し
・ 建設地の選定過程等について地区別ミーティングで説明
・ 新たな建設地等に関する市民アンケート調査の実施

6 新庁舎建設地の選定

新庁舎の建設地をゼロベースで再検討することとしてから、改めて建設候補地の選定を行った。想定する建設規模に必要な敷地面積を有する市有地の中から、人口の集中度や現状を踏まえ、市民アンケート調査を実施の上、7 か所の建設候

補地（「大村公園の一部」、「森園公園」、「古賀島スポーツ広場」、「現庁舎周辺」、「市民プール」、「森園運動広場」及び「上下水道局周辺」）を選定した。

7か所の建設候補地について、学識経験者や市民団体の代表者などで組織する大村市新庁舎建設候補地検討委員会において、「立地状況の優位性」、「新庁舎の建設に伴う課題」、「概算事業費」及び「地質調査」の4つの指標から「市民プール」と「森園公園」の2か所の建設候補地に絞り込み、比較検討を行った結果、立地状況の優位性や地質調査の結果などの評価が高い「市民プール」が選定された。

市ではこの答申を受け、これまでの調査結果などを基に総合的に判断した結果、「市民プール（森園ファミリースポーツ広場を含む。）」を新庁舎の建設地として選定した。

7 市民への周知

本年10月に開催した地区別ミーティングで、新庁舎の建設地の選定過程、予定スケジュール、集約部署、建設規模、概算事業費及び財源内訳並びに新庁舎建設に伴う各施設の整備等に関する検討状況について説明を行った。

新庁舎の建物に対する要望やプール施設、周辺施設の整備に関する意見はあったが、建設地に関する反対意見はなかった。

8 新庁舎建設の今後のスケジュール

来年度に設計業務に着手し、令和7年度から建設工事に着手、令和10年度の供用開始を目指す。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
基本計画の見直し等	事務手続	基本設計	実施設計	事務手続	建設工事	移転等
関連項目の検討						供用開始
約12か月	約4か月	約10か月	約12か月	約7か月	約22か月	約6か月

大村市役所の位置を変更する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
大村市役所の位置を次のとおり変更する。 大村市森園町1 5 3 7 番地 1	大村市役所の位置を次のとおり変更する。 大村市政島一丁目 2 5 番地

大村市職員の定年に関する条例等の改正概要（第 8 4 号議案関係）

1 改正の理由

国家公務員の定年が引き上げられること等を踏まえ、本市においても同様の措置を講ずるため、以下のとおり改正するものである。

2 主な改正の内容

(1) 大村市職員の定年に関する条例の一部改正（第 1 条による改正）

① 定年の引上げ（第 3 条関係）

職員の定年（現行は 6 0 歳）について、令和 5 年度以降は 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げ、令和 1 3 年度以降は 6 5 歳とする（詳細は次ページのとおり）。

② ①に伴い、以下の措置を行う。

ア 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入（第 4 条～第 9 条関係）

管理監督職（管理職手当の支給対象職）として勤務できる年齢を原則 6 0 歳とする。

イ 定年前再任用短時間勤務制の導入（第 1 0 条及び第 1 1 条関係）

6 0 歳に達した日以後定年前に退職した職員については、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる（任期は最大 6 5 歳に達する日の属する年度末まで）。

ウ 情報提供・意思確認制度の新設（附則第 4 項関係）

任命権者は、当分の間、職員が 6 0 歳に達する日の属する年度の前年度に、6 0 歳以後の任用、給与及び退職手当に関する情報を提供するものとし、6 0 歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(2) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第 7 条による改正）

当分の間、6 0 歳に達した日の属する年度の翌年度以降については、給料月額を 6 0 歳に達する日の属する年度末の 7 割とする。（附則第 2 0 項関係）

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日（一部の規定については、公布の日）

※定年の段階的な引上げ

年 度 →	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14
定年年齢 生年月日	60 歳	定年 61 歳		定年 62 歳		定年 63 歳		定年 64 歳		定年 65 歳	
S37. 4. 2～ S38. 4. 1 (R4 年度 60 歳)	60 歳 退職 手当	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳					
		再任用職員 (暫定再任用職員)									
S38. 4. 2～ S39. 4. 1 (R5 年度 60 歳)	59 歳	60 歳	61 歳 退職 正規 (退手) 再任用 短時間	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳				
		退職 手当 ←	再任用職員 (暫定再任用職員)								
S39. 4. 2～ S40. 4. 1 (R6 年度 60 歳)	58 歳	59 歳	60 歳	61 歳	62 歳 退職 正規 退職 手当	63 歳	64 歳	65 歳			
			退職 手当 ←	再任用短時間	再任用職員 (暫定再任用職員)						
S40. 4. 2～ S41. 4. 1 (R7 年度 60 歳)	57 歳	58 歳	59 歳	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳 退職 正規 退職 手当	64 歳	65 歳		
				退職 手当 ←	再任用短時間		再任用職員 (暫定再任用)				
S41. 4. 2～ S42. 4. 1 (R8 年度 60 歳)	56 歳	57 歳	58 歳	59 歳	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳 退職 正規 退職 手当	65 歳	
					退職 手当 ←	再任用短時間			再任用職員 (暫定再任用)		
S42. 4. 2～ S43. 4. 1 (R9 年度 60 歳)	55 歳	56 歳	57 歳	58 歳	59 歳	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳 退職 退職 手当
						退職 手当 ←	再任用短時間				

※ 再任用短時間・・・新制度の定年前再任用短時間職員

※ 暫定再任用職員・・・現行制度の再任用短時間勤務職員

大村市職員の定年に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
目次 第1章 総則（第1条） 第2章 定年制度（第2条・第3条） 第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第4条—第9条） 第4章 定年前再任用短時間勤務制（第10条・第11条） 第5章 雑則（第12条） 附則 第1章 総則 （趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年に関し必要な事項を定めるものとする。 第2章 定年制度 （定年による退職） 第2条 略 （定年） 第3条 職員の定年は、年齢65年とする。 第3章 管理監督職勤務上限年齢制	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項及び第2項の規定に基づき、職員 の定年に関する必要な事項を定めるものとする。 （定年による退職） 第2条 略 （定年） 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。

改正後	改正前
(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職) 第4条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。 (1) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年大村市条例第28号)第18条第1項に規定する職員の職 (2) 前号に掲げる職のほか、これに相当する職として規則で定める職 (管理監督職勤務上限年齢) 第5条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢(以下「管理監督職勤務上限年齢」という。)は、年齢60年とする。 (他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準) 第6条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。 (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第8条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。 (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の	

改正後	改正前
	職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。 (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。 (管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例) 第7条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。 (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずるこ

改正後	改正前
と。 (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。 (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、任命権者の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができるときは、第1項の降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の	

改正後	改正前
	数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員その他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができ。 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、任命権者の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができ。 （異動期間の延長等に係る職員の同意） 第8条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。 （異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

改正後	改正前
第9条 任命権者は、第7条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするとする。 第4章 定年前再任用短時間勤務制 (定年前再任用短時間勤務職員の任用) 第10条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同一の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。 第11条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。	

改正後	改正前								
2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。 第5章 雑則 (委任) 第12条 略 附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 略 (定年に関する経過措置) 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td><td>61年</td></tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td><td>62年</td></tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td><td>63年</td></tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td><td>64年</td></tr> </table> (情報の提供及び勤務の意思の確認) 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	(委任) 第4条 略 附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 略
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								

改正後	改正前
思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。	

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける 給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2 第1項第1号に掲げる職員にあっては、基本報酬の額）の10分 の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額 が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額の 10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものと する。	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額及びこれに 対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる 職員にあっては、基本報酬の額）の10分の1以下を減ずるもの とする。

大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（新旧対照表）

（第3条関係）

改正後	改正前
(1 週間の勤務時間) 第2条 略 2 略 3 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4・5 略	(1 週間の勤務時間) 第2条 略 2 略 3 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4・5 略
(週休日及び勤務時間の割振り) 第2条の2 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日という。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1週間ごとの期間に	(週休日及び勤務時間の割振り) 第2条の2 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日という。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間に

改正後	改正前
ついて、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。	て、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
第3条 略 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間で週休日（育児短時間勤務職員等）にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等）にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。	第3条 略 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職務職員及び任期付短時間勤務職務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間で週休日（育児短時間勤務職員等）にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等）にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。
（年次有給休暇） 第7条 職員には、1年を通じて20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数。以下この項において同じ。）の年次有給休暇を与える。ただし、年の中途において新たに職員となった者のその年における休暇の日数は、20日に発令以後の月数（1月に満たない月はない月は、切り上げる。）を12で除した数を乗じて得た日数（端	（年次有給休暇） 第7条 職員には、1年を通じて20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数。以下この項において同じ。）の年次有給休暇を与える。ただし、年の中途において新たに職員となった者のその年における休暇の日数は、20日に発令以後の月数（1月に満たない月は、切り上げる。）を12で除した数を乗じて得た日数（端

改正後	改正前
数は、切り捨てる。) とする。 2 略	り捨てる。) とする。 2 略

大村市職員の退職手当に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）

改正後	改正前
(退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者が死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（大村市の休日を含める）を定める条例（平成3年大村市条例第26号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに達した日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤務した者の通勤による負傷者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の傷病による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。	(退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者が死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の傷病による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

改正後	改正前
3 略 (1 1 年以上 2 5 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第 4 条 1 1 年以上 2 5 年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 地方公務員法第 2 8 条の 6 第 1 項の規定により退職した者 (同法第 2 8 条の 7 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。) 又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者 (2)～(4) 略 2・3 略 (2 5 年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第 5 条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 2 5 年以上勤続し、地方公務員法第 2 8 条の 6 第 1 項の規定により退職した者 (同法第 2 8 条の 7 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。) 又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者 (2)～(7) 略 2 前項の規定は、2 5 年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者 (同項の規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額について準用する。	3 略 (1 1 年以上 2 5 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第 4 条 1 1 年以上 2 5 年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 地方公務員法第 2 8 条の 2 第 1 項の規定により退職した者 (同法第 2 8 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。) 又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者 (2)～(4) 略 2・3 略 (2 5 年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第 5 条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 2 5 年以上勤続し、地方公務員法第 2 8 条の 2 第 1 項の規定により退職した者 (同法第 2 8 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。) 又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者 (2)～(7) 略 2 前項の規定は、2 5 年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者 (前項の規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額について準用する。

改正後	改正前
3 略 (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 略	3 略 (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 略
(退職手当の調整額) 第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「公社」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。))のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定め	(退職手当の調整額) 第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「公社」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第7条第4項において「休職月等」という。))のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて

改正後	改正前
じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。 (1)～(6) 略 2～5 略 （定年前に退職する意思を有する職員の募集等） 第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。 (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集 (2) 略 2～17 略 （失業者の退職手当） 第10条 略 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲	る額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。 (1)～(6) 略 2～5 略 （定年前に退職する意思を有する職員の募集等） 第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。 (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集 (2) 略 2～17 略 （失業者の退職手当） 第10条 略 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲

改正後	改正前
げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。 (1)・(2) 略 3 略 4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したこととその他別に市長が定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、別に市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。 5～10 略 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほ	という。）であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。 (1)・(2) 略 3 略 4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したこととその他別に市長が定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、別に市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。 5～10 略 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほ

改正後	改正前
か、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(4) 略 (5) 公共職業安定所、職業安定法第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 58 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第 2 項に規定する移転費の額に相当する金額 (6) 略 1 2 ～ 1 7 略	か、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(4) 略 (5) 公共職業安定所、職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 58 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第 2 項に規定する移転費の額に相当する金額 (6) 略 1 2 ～ 1 7 略
(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第 1 4 条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額を支払を受ける権利を承継した者）に対し、第 1 2 条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 略 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中の行為に關し	(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第 1 4 条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額を支払を受ける権利を承継した者）に対し、第 1 2 条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 略 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中の行為に關し

改正後	改正前
方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に対する免職処分」という。）を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員）に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 略 （退職をした者の退職手当の返納） 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 略 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中の行為に定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用	方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員」に対する免職処分」という。）を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員）に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 略 （退職をした者の退職手当の返納） 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 略 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中の行為に再任用職員に対する免職処分を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員）に

改正後	改正前
短時間勤務職員)に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。 2～6 略 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知を当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人	対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。 2～6 略 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人
2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第	2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第

改正後	改正前
5 項又は前条第3項において準用する大村市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	5 項又は前条第3項において準用する大村市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期	3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期

改正後	改正前
間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職をした者が当該定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 6～8 略	間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職をした者が当該再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる。 6～8 略
附 則 1 略	附 則 1 略 2 この条例施行又は適用日前の退職により支給する退職手当については、なお従前の例による。

改正後	改正前
2 略 3 略 4 略 5 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年大村市条例第32号。以下「条例第32号」という。）附則第5項の規定に該当する者（次項に規定する者を除く。）を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条並びに附則第5項」とする。 6 略 7 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第32号附則第8項の2の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第14項の規定により計算した額に附則第5項に定める割合を乗じて得た額とする。 8 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条、附則第6項又は附則第12項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として第5条、附則第5項又は附則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。 9 略 10 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める	3 略 4 略 5 略 6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年大村市条例第32号。以下「条例第32号」という。）附則第5項の規定に該当する者（次項に規定する者を除く。）を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第6項」とする。 7 略 8 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第32号附則第8項の2の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に附則第6項に定める割合を乗じて得た額とする。 9 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第7項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として第5条又は附則第7項の規定の例により計算して得られる額とする。 10 略 11 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める

改正後	改正前
理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うこと（アに掲げる者を除く。）」とする。	理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うこと（アに掲げる者を除く。）」とする。
11 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、	ととする。
12 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の	ととする。

改正後	改正前
	基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第12項」とする。 13 前2項の規定は、給与その他の処遇の状況を考慮して規則で定める職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。 14 一般職の職員の給与に関する条例附則第20項の規定による職員の給料月額額の改定は、給料月額額の減額改定に該当しないものとする。 15 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3表以外の部分中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第13項に規定する職員以外の職員にあっては60歳とし、附則第13項に規定する職員にあっては規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第13条に規定する職員にあっては60歳とし、附則第13項に規定する職員にあっては規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。 16 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める

改正後	改正前				
者を除く。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3表以外の部分中「の属する年度の前年度の末日」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。 <table border="1" data-bbox="692 1102 778 2018"> <tr> <th data-bbox="692 1102 735 2018">附則第13項に規定する職員以外の者</th><th data-bbox="735 1102 778 2018">60歳</th></tr> <tr> <th data-bbox="735 1447 778 2018">附則第13項に規定する職員</th><th data-bbox="735 1102 778 1447">規則で定める年齢</th></tr> </table> 17 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の2の規定の適用については、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 18 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第16項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第16項の表の左欄	附則第13項に規定する職員以外の者	60歳	附則第13項に規定する職員	規則で定める年齢	
附則第13項に規定する職員以外の者	60歳				
附則第13項に規定する職員	規則で定める年齢				

改正後	改正前
に掲げる者の区分ごとと同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。 19 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第16項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。	

大村市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年大村市条例第6号）（新旧対照表）（第5条関係）

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2・3 略 4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で大村市職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。 5 略	附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2・3 略 4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で大村市職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。 5 略

大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年大村市条例第15号）（新旧対照表）（第6条関係）

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 第1条 略 (経過措置) 第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の大村市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者という。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の大村市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第6条まで、第6条の3及び附則第6項から第9項まで、附則第7条の規定による改正前の大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年大村市条例第32号。以下この条及び次条において「条例第32号」という。）附則第5項から第9項まで及び第10項並びに附則第8条の規定による改正前の大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成16年大村市条例第6号。以下この条及び次条において「条例第6号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間	附 則 (施行期日) 第1条 略 (経過措置) 第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の大村市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者という。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の大村市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第6条まで、第6条の3及び附則第6項から第9項まで、附則第7条の規定による改正前の大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年大村市条例第32号。以下この条及び次条において「条例第32号」という。）附則第5項から第9項まで及び第10項並びに附則第8条の規定による改正前の大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成16年大村市条例第6号。以下この条及び次条において「条例第6号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間

改正後	改正前
を35年として旧条例附則第6項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の83.7)を乗じて得た額が、大村市職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第5項から第9項まで及び第8項まで、附則第4条、附則第5条、条例第32号附則第5項から第9項まで及び第10項並びに条例第6号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 2 略 第3条～第11条 略	を35年として旧条例附則第6項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第5項から第9項まで、附則第4条、附則第5条、条例第32号附則第5項から第9項まで及び第10項並びに条例第6号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 2 略 第3条～第11条 略

一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第7条関係）

改正後	改正前
(昇給の基準) 第6条 略 2・3 略 4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。 5～9 略	(昇給の基準) 第6条 略 2・3 略 4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。 5～9 略
(定年前再任用短時間勤務職員の給料) 第6条の2 法第22条の4第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員の適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	(再任用職員の給料) 第6条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する勤務の級に応じた額とする。
(通勤手当) 第10条の5 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。	(通勤手当) 第10条の5 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

改正後	改正前
(1) 通勤のため交通機関又は有料道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金を負担すること（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することが常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。） (3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額の額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び第3号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円を支給	(1) 通勤のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することが著しく困難である職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。） (3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額の額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円を支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通

改正後	改正前
単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単 位期間の月数を乗じて得た額） (2) 略 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額 3～6 略 (時間外勤務手当) 第13条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 (1)・(2) 略	機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） (2) 略 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額 3～6 略 (時間外勤務手当) 第13条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 (1)・(2) 略

改正後	改正前
2 略	2 略
3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。	3 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第2条の2第1項、第3条及び第3条の2の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。	4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第2条の2第1項、第3条及び第3条の2の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
5 勤務時間等条例第4条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間	5 勤務時間等条例第4条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間

改正後	改正前
である場合には、その割合に１００分の２５を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。 ６ 略	ある場合は、その割合に１００分の２５を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。 ６ 略
（期末手当） 第２０条 略 ２ 期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２０を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）略	（期末手当） 第２０条 略 ２ 期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２０を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）略
３ 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０」とあるのは、「１００分の６７．５」とする。 ４～６ 略	３ 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０」とあるのは、「１００分の６７．５」とする。 ４～６ 略
（勤勉手当） 第２１条 勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下この項から第３項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員が在職する職員に対し、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	（勤勉手当） 第２１条 勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
２ 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の	２ 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の

改正後	改正前
の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額 3～5 略	各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額 3～5 略
附 則 1～19 略	附 則 1～19 略
20 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日（附則第22項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。 21 前項の規定は、次の各号に掲げる職員には、適用しない。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員 (2) 大村市職員の定年に関する条例（昭和59年大村市条例第33号）第7条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）	

改正後	改正前
を延長された同条例第４条に規定する管理監督職員を占める職員 22 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第24項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれは切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。 23 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額」と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。 24 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第20項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第22項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、	

改正後	改正前																									
附則第 2 2 項及び第 2 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 2 5 附則第 2 2 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 2 0 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 2 6 附則第 2 2 項又は前 2 項の規定による給料を支給される職員に対する第 2 0 条第 5 項（第 2 1 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第 2 0 条第 5 項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第 2 2 項、第 2 4 項又は第 2 5 項の規定による給料の額との合計額」とする。 2 7 附則第 2 0 項から前項までに定めるもののほか、附則第 2 0 項の規定による給料月額、附則第 2 2 項の規定による給料その他の附則第 2 0 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	別表第 1（第 4 条関係） 行政職給料表 <table><tr><th rowspan="2">職員の 区分</th><th rowspan="2">職 務 の 級 号給</th><th>1 級</th><th>2 級</th><th>3 級</th><th>4 級</th><th>5 級</th><th>6 級</th><th>7 級</th></tr><tr><th>給料月 額</th><th>給料月 額</th><th>給料月 額</th><th>給料月 額</th><th>給料月 額</th><th>給料月 額</th><th>給料月 額</th></tr><tr><td>再任用 職員以外</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	職員の 区分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	再任用 職員以外	略							
職員の 区分	職 務 の 級 号給			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級																
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額																		
再任用 職員以外	略																									

改正後														改正前													
の職員 定年 再任用 短時間 勤務職員 備考 略														再任用 職員													
														187,700 215,200 255,200 274,600 289,700 315,100 356,800													
別表第3（第4条関係） 医療職給料表 ア 削除 イ 医療職給料表(2)														別表第3（第4条関係） 医療職給料表 ア 削除 イ 医療職給料表(2)													
職員の区分 職務の級 号給 略 定年 再任用 短時間 勤務職員以外 の職員														職員の職務の級 号給 1級 2級 3級 4級 5級 6級													
														給料月額 給料月額 給料月額 給料月額 給料月額 給料月額													
														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800													
再任用 職員														再任用 職員													
188,700 215,300 243,500 256,900 282,100 322,800														188,700 215,300 243,500 256													

改正後										改正前									
区分		の級 号給		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	区分		の級 号給		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前任用 短勤務職員以外 の職員		略								再任用 職員以外 の職員		略							
定年前任用 短勤務職員				基準給料 月額	235,100	基準給料 月額	255,400	基準給料 月額	262,600	基準給料 月額	272,800	基準給料 月額	289,100	基準給料 月額	326,200				
備考		略								備考		略							

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（新旧対照表）（第8条関係）

改正後	改正前
(手当の額) 第3条 前条に規定する特殊勤務手当（以下「手当」という。）の月額は、別表のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の手当の月額、同表に定める手当の額を超えない範囲内において、規則で定める額とする。	(手当の額) 第3条 前条に規定する特殊勤務手当（以下「手当」という。）の月額、別表のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の手当の月額、同表に定める手当の額を超えない範囲内において、規則で定める額とする。

大村市職員の育児休業等に関する条例（新旧対照表）（第9条関係）

改正後	改正前
（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 大村市職員の定年に関する条例（昭和59年大村市条例第33号）第7条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員 (3) 略 ア・イ 略 （育児短時間勤務をすることができない職員） 第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) 大村市職員の定年に関する条例第7条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員 （部分休業をすることができない職員） 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の	（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 略 ア・イ 略 （育児短時間勤務をすることができない職員） 第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、同法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員とする。 （部分休業をすることができない職員） 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の

改正後	改正前
4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第 2 2 条 部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 4 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。 2・3 略	5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第 2 2 条 部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 4 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。 2・3 略

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（新旧対照表）（第10条関係）

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略 (4) 大村市職員の定年に関する条例（昭和59年大村市条例第33号）第7条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員 (5) 略	(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略 (4) 略

公益的法人等への職員の派遣に関する条例（新旧対照表）（第 1 1 条関係）

改正後	改正前
(職員の派遣) 第 2 条 略 2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略 (4) 大村市職員の定年に関する条例（昭和 5 9 年大村市条例第 3 3 号）第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員 (5) 地方公務員法第 2 8 条第 2 項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第 2 9 条第 1 項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第 3 5 条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員 3 略	(職員の派遣) 第 2 条 略 2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略 (4) 地方公務員法第 2 8 条第 2 項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第 2 9 条第 1 項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第 3 5 条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員 3 略

大村市企業職員の給与の種類の及び基準に関する条例（新旧対照表）（第 1 2 条関係）

改正後	改正前
(給与の種類) 第 2 条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2 ・ 3 略 (定年前再任用短時間勤務職員)についての適用除外) 第 2 4 条 第 7 条、第 9 条及び第 1 8 条の規定は、地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。	(給与の種類) 第 2 条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2 ・ 3 略 (再任用職員)についての適用除外) 第 2 4 条 第 7 条、第 9 条及び第 1 8 条の規定は、地方公務員法第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員には適用しない。

大村市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（新旧対照表）（第 13 条関係）

改正後	改正前
(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) 略	(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) 略

大村市職員定数条例の改正概要（第 8 5 号議案関係）

1 改正の理由及び内容

令和 5 年度から実施される定年引上げにより、これまで定数外であった 6 0 歳以上の職員が段階的に定数に含まれることとなる。

また、人口増加・少子高齢化に伴う行政需要、当面の行政課題及び働き方改革の推進について、柔軟かつ適切に対応していく必要がある。

そこで、以下の部局の定数（上限）を増員し、弾力的で柔軟性を持った組織づくりを図る（市全体の定数：6 7 5 人→7 1 6 人）。

	改正前	改正後	増減		
			合計	内訳	
				定年引上げ	その他の要因
市長部局	4 9 9 人	5 2 7 人	+ 2 8 人	+ 1 3 人	+ 1 5 人
上下水道局	6 0 人	6 2 人	+ 2 人	+ 2 人	
ボートレース 企業局	3 2 人	3 5 人	+ 3 人		+ 3 人
議会事務局	9 人	9 人	± 0 人		
選挙管理委員 会事務局	5 人	5 人	± 0 人		
農業委員会事 務局	6 人	6 人	± 0 人		
監査委員事務 局	5 人	5 人	± 0 人		
教育委員会事 務局	5 9 人	6 7 人	+ 8 人	+ 5 人	+ 3 人
合計	6 7 5 人	7 1 6 人	+ 4 1 人	+ 2 0 人	+ 2 1 人

【その他の要因の詳細】

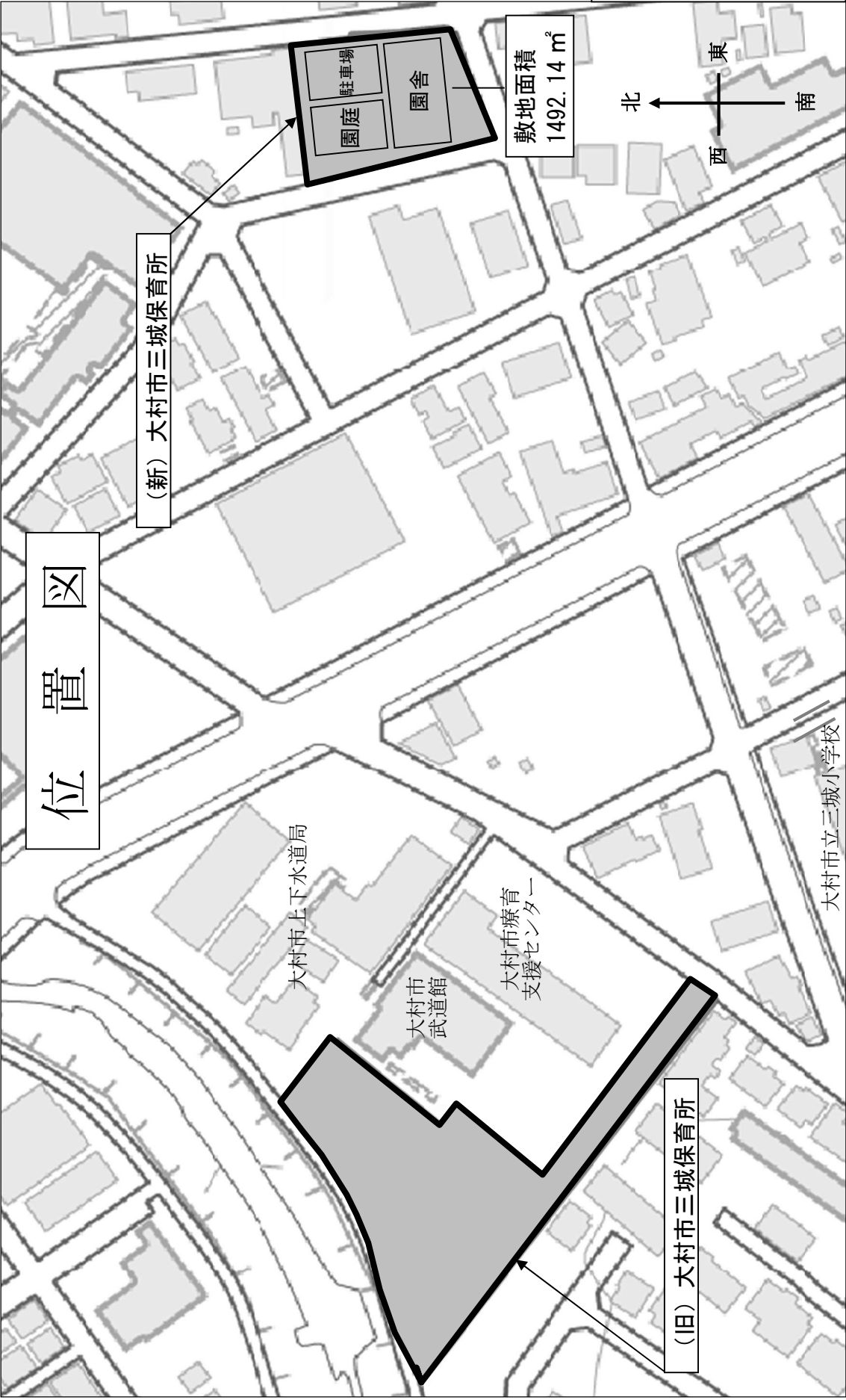
- 人口増加・少子高齢化に伴う行政需要：税・福祉関係業務対応など
- 当面の行政課題：新庁舎建設、公共施設の改築、九州北部インターハイ開催など
- 働き方改革の推進：ワークライフバランスや積極的な育児参加の実現、恒常的な時間外勤務の縮減など

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

大村市職員定数条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 527人 (2) 上下水道局の職員 62人 (3) ボートレース企業局の職員 35人 (4) 議会事務部局の職員 9人 (5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 5人 (6) 農業委員会の事務部局の職員 6人 (7) 監査委員の事務部局の職員 5人 (8) 教育委員会の事務部局の職員 67人 (9) 計 716人	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 499人 (2) 上下水道局の職員 60人 (3) ボートレース企業局の職員 32人 (4) 議会事務部局の職員 9人 (5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 5人 (6) 農業委員会の事務部局の職員 6人 (7) 監査委員の事務部局の職員 5人 (8) 教育委員会の事務部局の職員 59人 (9) 計 675人



大村市保育所設置条例（新旧対照表）

改正後	改正前								
(名称及び位置) 第2条 前条の保育所の名称及び位置を次のとおり定める。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>大村市三城保育所</td><td>大村市西三城町 1 2 番地</td></tr></table>	名称	位置	大村市三城保育所	大村市西三城町 1 2 番地	(名称及び位置) 第2条 前条の保育所の名称及び位置を次のとおり定める。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>大村市三城保育所</td><td>大村市西三城町 1 3 5 番地</td></tr></table>	名称	位置	大村市三城保育所	大村市西三城町 1 3 5 番地
名称	位置								
大村市三城保育所	大村市西三城町 1 2 番地								
名称	位置								
大村市三城保育所	大村市西三城町 1 3 5 番地								

大村市立学校条例（新旧対照表）

改正後	改正前																			
学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき、本市が設置する中学校及び小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	区分	名称	位置	略			学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき、本市が設置する中学校、小学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="3">幼稚園</td><td>大村市立大村幼稚園</td><td>大村市玖島一丁目6番地</td></tr><tr><td>大村市立西大村幼稚園</td><td>大村市乾馬場町4番地</td></tr><tr><td>大村市立福重幼稚園</td><td>大村市福重町3番地1</td></tr></table>	区分	名称	位置	略			幼稚園	大村市立大村幼稚園	大村市玖島一丁目6番地	大村市立西大村幼稚園	大村市乾馬場町4番地	大村市立福重幼稚園	大村市福重町3番地1
区分	名称	位置																		
略																				
区分	名称	位置																		
略																				
幼稚園	大村市立大村幼稚園	大村市玖島一丁目6番地																		
	大村市立西大村幼稚園	大村市乾馬場町4番地																		
	大村市立福重幼稚園	大村市福重町3番地1																		

大村市立認定こども園等の利用者負担額に関する条例（新旧対照表）（附則第2項関係）

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、大村市立認定こども園及び大村市立保育所(以下「認定こども園等」という。)の利用に係る利用者負担額に 関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、大村市立認定こども園、大村市立幼稚園及び大村市立保育所(以下「認定こども園等」という。)の利用に係る利用者負担額に 関し必要な事項を定めるものとする。

改正後	別表第2（第2条関係）				改正前			
	項	手数料を徴収する事項		手数料の額	項	手数料を徴収する事項		手数料の額
		手数料の名称	手数料を徴収する事務			手数料の名称	手数料を徴収する事務	
	略				略			
	6	仮設建築物許可申請料	法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1件につき 120,000円	6	仮設建築物許可申請料	法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1件につき 120,000円
	略				略			
	14	長期優良住宅等認定申請料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第7項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定申請料	略	14	長期優良住宅等認定申請料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第7項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定申請料	略
	略				略			
	14	長期優良住宅等認定申請料	(2) 新築の時に住宅1戸建ての長期優良住宅1戸建ての認定をい	1件につき 23,000円	14	長期優良住宅等認定申請料	(2) 新築の時に住宅1戸建ての長期優良住宅1戸建ての認定をい	1件につき 23,000円
	略				略			
	14	長期優良住宅等認定申請料	(4) 新築の時に住宅1戸建ての長期優良住宅1戸建ての認定をい	1件につき 42,000円	14	長期優良住宅等認定申請料	(4) 新築の時に住宅1戸建ての長期優良住宅1戸建ての認定をい	1件につき 42,000円
	略				略			
	14	長期優良住宅等認定申請料	(4) 新築の時に住宅1戸建ての長期優良住宅1戸建ての認定をい	1件につき 201,000円	14	長期優良住宅等認定申請料	(4) 新築の時に住宅1戸建ての長期優良住宅1戸建ての認定をい	1件につき 201,000円
	略				略			

改正後	改正前
認 申請 手数料 略	申請 手数料 手 略

大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(経営の基本) 第2条 略 2 水道事業及び工業用水道事業の給水区域等に関する計画の内容は、それぞれ次のとおりとする。 (1) 略 (2) 工業用水道事業 ア 略 イ 1日最大給水量 12, 220立方メートル 3・4 略	(経営の基本) 第2条 略 2 水道事業及び工業用水道事業の給水区域等に関する計画の内容は、それぞれ次のとおりとする。 (1) 略 (2) 工業用水道事業 ア 略 イ 1日最大給水量 11, 220立方メートル 3・4 略

環境センター計装設備更新工事の概要等（第90号議案関係）

1 工事概要

環境センターの設備に係る運転の監視及び制御等を行う監視制御システム及び非常系統ブレーカの更新工事を行う。

2 経緯等

(1) 監視制御システムの更新工事

令和5年度末をもって現在使用している監視制御システムの部品の供給が廃止されることに伴い、当該システムの更新工事を行う。

なお、当該更新工事は、事前調査、機器の製造、ソフトウェアの開発、試運転、プログラムの不具合の修正、機器の設置等システム全体の更新を行う。

(2) 非常系統ブレーカの更新工事

経年劣化の進行に伴い、ブレーカ9台の更新工事を行う。

なお、当該更新工事は、設備を停電させた状態で行うことから、(1)の更新工事に合わせて行う。

3 スケジュール

	令和4年度				令和5年度												令和6年		
	令和5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月				
監視制御 システム更新	既存システムソフトウェア調査・吸上げ																		
	制御システム設計仕様書作成																		
	ハードウェア(機器)手配																		
					ハードウェア(機器)発注				納期:約6か月										
					納入図作成、ソフトウェア開発														
									ソフトデバッグ作業、バグ修正										
													工場組立、試運転						
非常系統ブレーカ 更新									現地調査、納入図作成										
									材料手配										
													現地工事						
焼却炉停止													約10日間の停止						

4 随意契約の理由

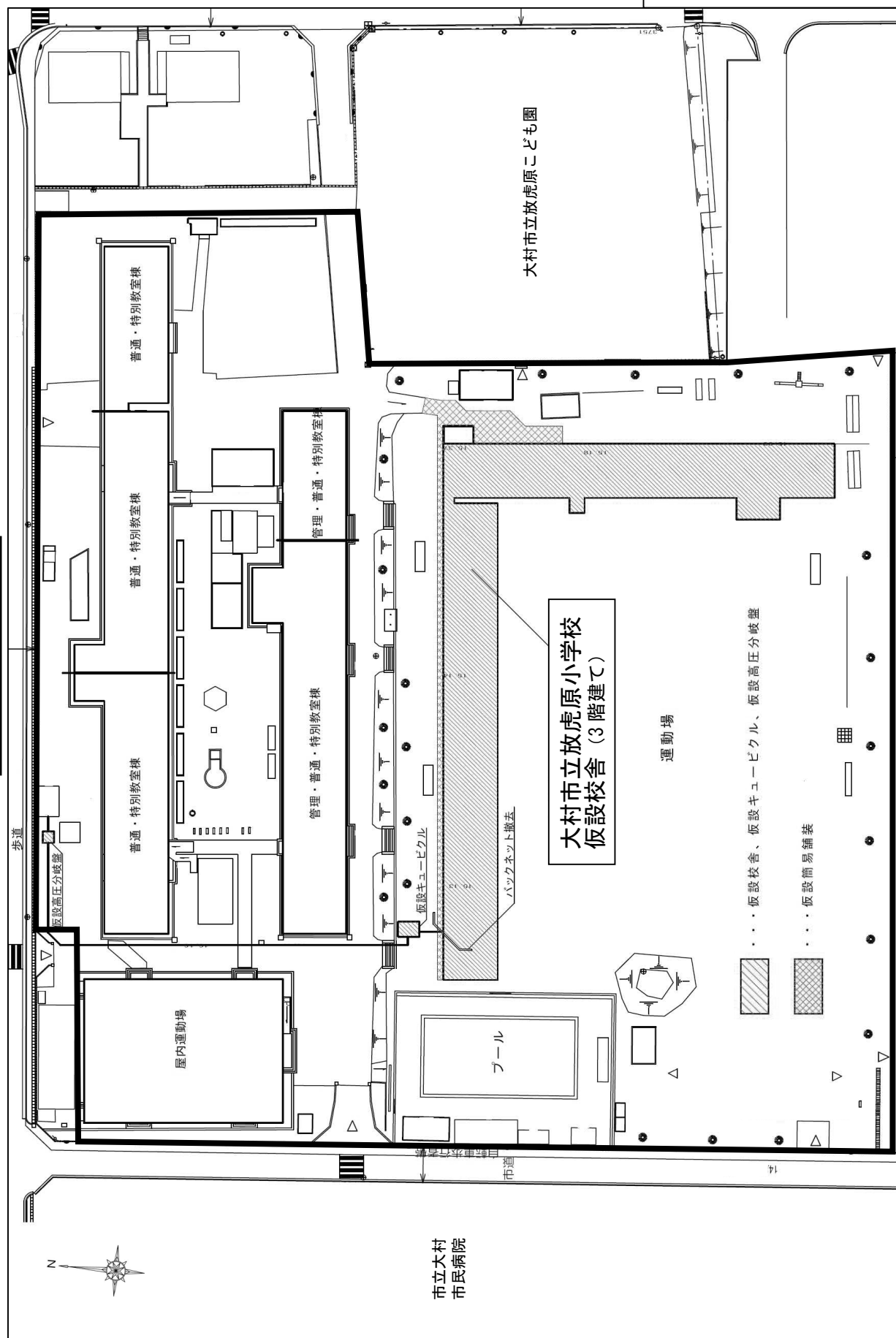
本工事の対象となる設備については、プラントメーカーが独自の技術によって開発した部品及び制御装置が使用されているため、当該プラントメーカーと技術的な情報を共有し、メンテナンス事業を行っている業者でなければ施工できないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とするものである。

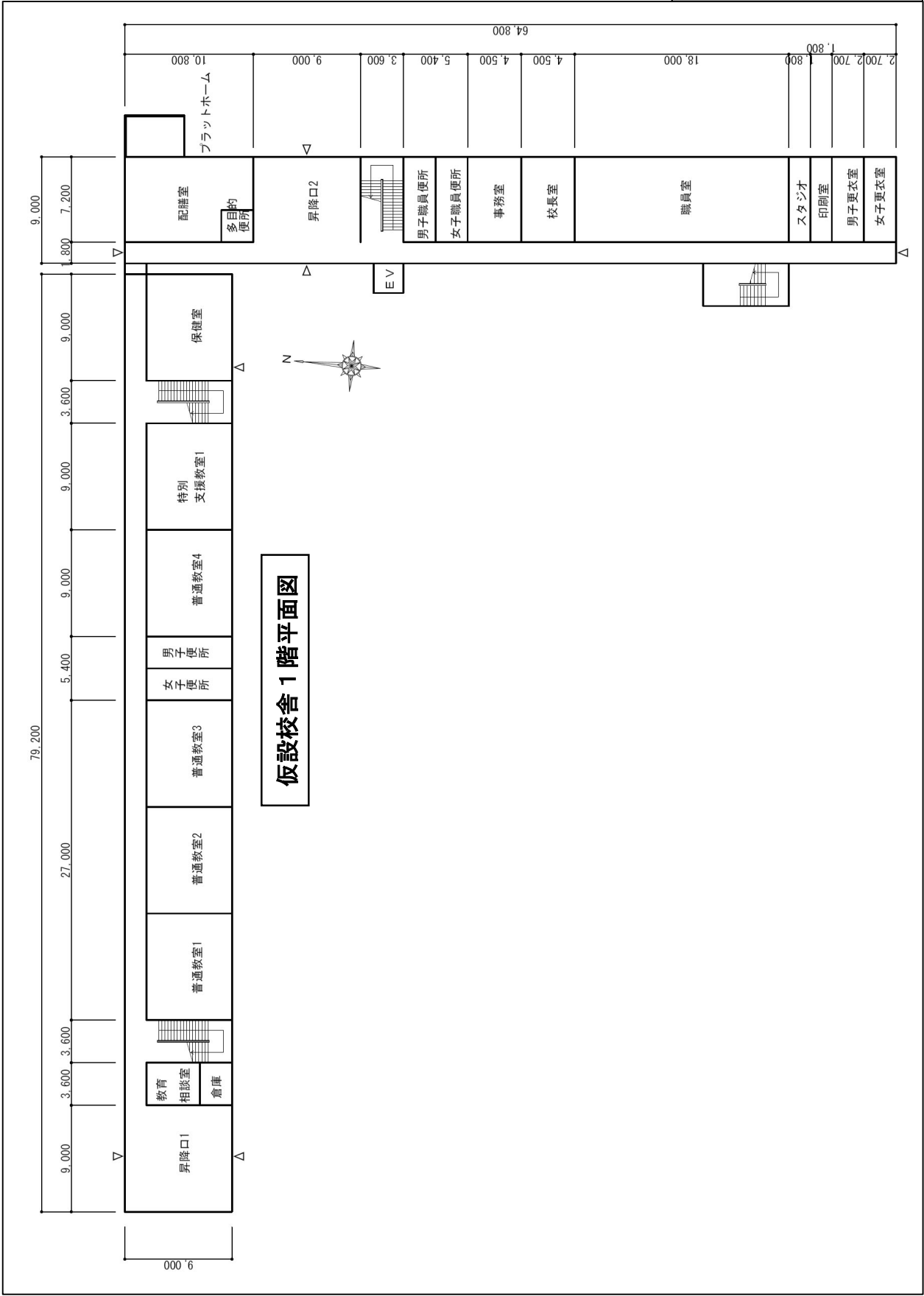
5 見積結果

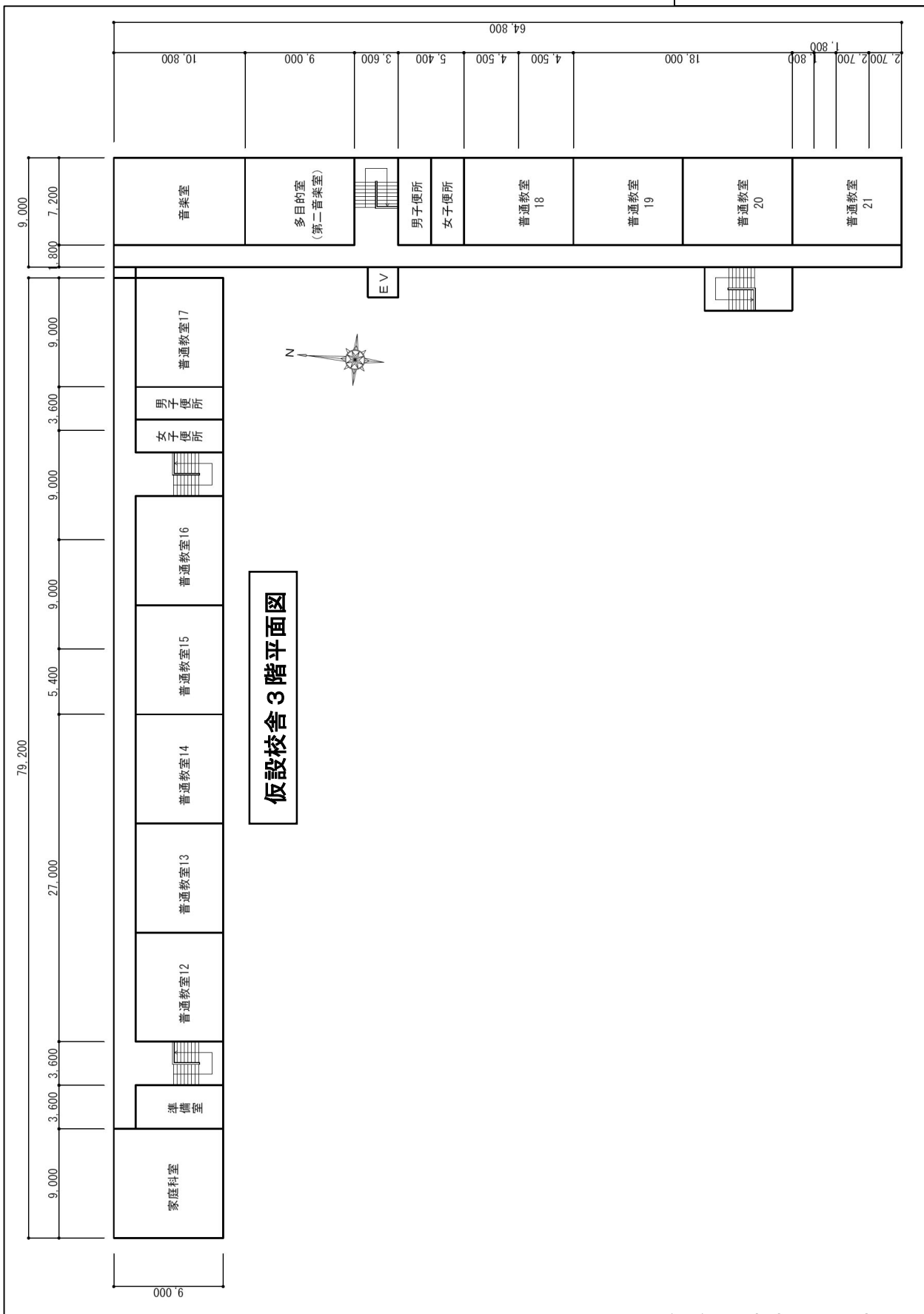
工 事 名		環境センター計装設備更新工事					
開札日時		令和４年１０月４日（火）　午前１０時					
工事場所		大村市森園町１４７０番地					
設計額（税込み）		356,290,000 円					
予定価格（税込み）		356,290,000 円					
予定価格（税抜き）		323,900,000 円					
最低制限価格（税抜き）							
決定金額（税抜き）		317,000,000 円					
No.	業者名		第１回金額（円）		第２回金額（円）		摘 要
1	三機化工建設株式会社 九州営業所		317,000,000	1			契約

決定金額に100分の10に相当する額を加算した金額が契約金額となる。

位置図







物品等入札状況調書

入札物件 大村市立放虎原小学校仮設校舎賃貸借 担当課 教育総務課

入札日時・場所 令和 4 年 1 0 月 1 4 日（金） 午前 1 1 時 市役所第 6 会議室

番号	業者名		入札額		再入札額	備考
1	東海リース(株) 福岡支店	3	19,857,000			
2	大和リース(株) 長崎支店	1	15,391,000			落札
3	(株)山本電器		－			辞退
4	郡リース(株) 福岡支店	4	22,230,000			
5	日東工営(株) 九州支店	2	18,900,000			
6	日成ビルド工業(株) 長崎営業所		－			辞退

上記のとおり入札を執行しましたので
公表いたします。

令和 4 年 1 0 月 1 4 日

大村市長 園田 裕史

上記の金額に100分の10に相当する額を加算した金額が
法律上の申込みに係る価格である。

※ 上記の金額は、月額である。

※ 契約期間 : 契約日から令和 7 年 7 月 3 1 日まで
設計・建設期間 : 契約日から令和 5 年 7 月 1 5 日まで
賃貸借期間 : 令和 5 年 7 月 1 6 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
解体撤去期間 : 令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 7 月 3 1 日まで

